

令和2年5月21日

保護者 各位

鉾田市長 岸田 一夫
(公印省略)

登所(園)自粛に伴う保育料の取り扱いについて

日頃より当市の保育行政にご理解、ご協力を賜り、誠にありがとうございます。

さて、新型コロナウイルスの感染拡大防止を理由とした登所(園)自粛に伴う保育料の取り扱いにつきまして、お知らせいたします。

保育料は、4月分、5月分ともに通常どおり納付していただいたのち、欠席日数に応じ日割り計算を行い還付します。

記

1 自粛要請期間

令和2年4月20日(月)～5月31日(日)

2 対象となる方

- ①0～2歳児クラスに在籍している児童を持つ鉾田市在住の保護者の皆様。
- ②鉾田市在住であって、市外の認可保育所等を利用している場合の適用期間については、市外施設の所在する市町村が定める自粛の期間に準じます。

3 還付(返金)方法について

- ①登園日数については、各所(園)から報告を受けるため、申請等の必要はありません。
- ②返金は、口座振込により行います。口座引き落としにより、保育料を納付いただいている方は、当該口座に返金いたします。
- ③納付書で納付いただいている方は、別紙の口座振込依頼書を保育所(園)もしくは、鉾田市子ども家庭課までご提出ください。
- ④返金の期日、金額等は、別途お知らせいたします。

4 その他

- ①期間中であれば、普段登園していない土曜日等も欠席扱いとなり、日割り計算の対象となります。
- ②登園しなかった日の理由は問いませんが、期間以外の日は、日割り計算の対象となりません。
- ③給食費については、食材の購入対応等、園によって状況が異なりますので、このご案内とは別の取り扱いとなります。直接園にお問い合わせください。

問い合わせ先 鉾田市子ども家庭課 TEL 0291-36-7935